

市営自転車等駐車場（鹿児島中央駅東口・黒田踏切・鹿児島中央駅西口）指定管理者募集要項等
(質問内容・回答)

通し 番 号	駐車場	質 問 内 容	回 答
1	西口	指定管理の業務指針の 4P～5P の イ 定期利用及び一時利用の入出場管理に係る業務の b. 西口 入場時：駐車料金を徴収するとともに、一時利用証を交付し入場させること。 出場時：一時利用証を回収して、出場させること。 と記載されていますが、この取り扱いは精算機及び発券機が設置される前の業務と思われますが、現在は精算機及び発券機が設置しているため、正式にはどの様になるのでしょうか。	西口は東口と同様に精算機及び一時利用券発行機等を設置していることから、一時利用に係る業務としては、東口と同様の精算機等による対応も可能です。
2	西口	指定管理者募集要項の 1P の施設概要に関して、精算機及び発券機などが設置されていると思われませんが、追加がありますでしょうか。 (指定管理者の業務指針の 2P も同様)	西口については、⑤主要設備に記載の設備のほか、お質しの一時利用券発行機、精算機、一時利用券確認機も設置しております。
3	東口 西口	別紙 7 管理運営についての 4. 施設の使用料の収納業務 (6) に関して、キャッシュレス精算機との記載がありますが、メーカーなど詳しい情報はありますでしょうか。 詳しい内容が分からないと、キャッシュレス売上に係る計上や入金作業、消耗品・保守費用等についての指定管理料の算出が出来ません。今回算出にあたっては現在の現金精算機で算出し、後日、大規模な指定管理料の変更協議は行って頂けるのでしょうか。	キャッシュレス精算機については、令和 8 年度に導入予定であり、現時点で製品仕様等が定まっておりません。 提案額の算定に当たっては、既存の精算機仕様での積算をお願いいたします。 キャッシュレス精算機導入に係る委託料の見直し等については、精算機仕様の確定後、協議を行うこととします。

4	東口 西口	別紙 7 管理運営についての 4. 施設の使用料の徴収業務 (6) に関して、 精算機の変更に伴い、指定管理料の算出が出来ませんが、算出する際は現在の精算機で算出し、後日、大規模な修繕での協議は行って頂けるのでしょうか。	キャッシュレス精算機については、令和 8 年度に導入予定であり、現時点で製品仕様等が定まっておりません。 提案額の算定に当たっては、既存の精算機仕様での積算をお願いいたします。 キャッシュレス精算機導入に係る委託料の見直し等については、精算機仕様の確定後、協議を行うこととします。
5	東口 西口	各駐車場の設備の耐用年数と現在の使用年数のそれぞれを教えてください。修繕費の見込みなどを算出が必要なためです。	東口市営自転車等駐車場については、駐輪場精算機やゲート機器などの主な設備の耐用年数は 5 年で、使用年数については、平成 16 年度に設置しており、令和 7 年度末において 21 年が経過しておりますが、新 500 円硬貨対応、新千円札対応など、必要に応じて更新作業を行っております。 西口市営自転車等駐車場の設備についても、同様の耐用年数で、使用年数については、平成 18 年度に設置しており、令和 7 年度末において 19 年が経過しておりますが、東口同様、その都度、更新作業を行っております。
6	東口 西口	指定管理者の業務指針の 8 ページの管理運営費の精算に関して、指定額に満たない場合の記載があるが、指定額以上になった場合はどの様になるのか。また、添付資料などが必要になるのか。	基本的にはリスク分担表のとおり、「物価・金利の変動など本市の責めに帰さない要因による管理運営費の上昇」については、指定管理者の負担となりますが、当初想定することが困難であった光熱水費の急激な高騰等により著しい経費増加が生じ、これを指定管理者のみの負担とすることが著しく不適当であると認められる場合には、本市と指定管理者との協議の上、個別具体的に判断し、必要な対応を検討することとしております。 また、精算においては、収支計算書や光熱水費の実績内訳など、精算額の根拠となる書類を提出していただくこと

			となります。
7	東口 西口	募集要項 2 ページの 6 本市が支払う委託料に関して、スライド方式等を適用し、各会計年度ごとに協議をして頂けるのか。その場合、今回提出する 2 年目以降の指定管理料の提案額はどのような意味を持つのか。	業務指針の「6 委託料の実績」並びに申請書類である「収支予算書」及び「管理運営費明細書」の注記においても、「管理運営に必要な経費を全て見込むこと」と記載しております。したがって、応募者にはこれらの内容を十分踏まえた上で委託料を提案していただくこととしており、委託料については、申請時の提案額を上限とし、特段の事情がない限り増額は認めないものとしております。 なお、各年度の委託料については、今後、本市と選定団体との協議により具体的な業務内容を確定した上で、最終的な金額を決定します。
8	東口 西口	施設の中の固定電話などの契約者はどこでしょうか。（支払は各指定管理者と思われます。）	東口、西口ともに、契約者は、「鹿児島市」となります。